



#1

Special Report

第12回大阪弁護士会人権賞決定

人権擁護委員会 委員長 島尾 恵理

2013年1月22日、第12回大阪弁護士会人権賞授賞式が開催されました。中川喜代子人権賞選考委員会副委員長から授賞団体が「**大阪過労死を考える家族の会**」に決定するにいたった経過報告がなされ、続いて藪野恒明会長から**表彰状及び副賞の30万円の贈呈**が行われました。

本年度は、いずれも熱心に人権活動を行われている5つの団体からご応募いただきました。選考委員会は3回開催し、最終選考に残った団体に対してはヒアリングを実施したうえで、授賞団体を決定しました。

「大阪過労死を考える家族の会」は、家族を過労死・過労自殺で失った遺族らが中心となって1990年に設立された団体です。自らの悲しみを乗り越えて同じ課題を共有する**過労死遺族の労災認定や訴訟等をサポート**するとともに、「**過労死防止基本法**」の制定を求めて、署名活動、議員要請活動などに精力的に取り組んでこられました。

授賞式には、代表の村上加代子さんと世話人の寺西笑子さんが出席されました。受賞の挨拶をされた寺西さんは、日本における労働者の働き方の現状、大切な家族を過労死で失った遺族の悲しみ、労災申請の大変さ、過労死を根絶するための過労死防止基本法の制定のために頑張っておられること等を述べ

られました。

世界的な不況が長引く中、我が国においても企業間競争がますます激しくなり、労働条件の悪化をもたらしています。厚生労働省によると、過労死に関連する労災請求は2011年度が前年度比約12%増の898件、過労自殺関連の請求も約8%増の1272件で過去最多となったとのことであり、過労死防止対策は喫緊の課題です。しかし、個々の労働者が自ら労働条件を改善することは極めて困難であり、また、グローバル経済の中、厳しい企業間競争にさらされている個々の企業が、自社の労働条件だけを改善するのも容易ではありません。

このような状況を変えていくためには、「過労死防止基本法」を定め、国が総合的な対策を行っていく必要があります。かかる立法のための活動にも取り組まれている「大阪過労死を考える家族の会」の授賞は、まことに時宜に適ったものと考えます。

大阪過労死を考える家族の会

大阪市阿倍野区旭町 1-2-7
あべのメディックス 2階 202号
あべの総合法律事務所気付
TEL:06-6636-9361 FAX:06-6636-9364